

平成 30 年度 苦情等の申出の処理状況

1 処理件数 1 件

2 処理事案の概要

申出日	平成 30 年 8 月 21 日
申出の趣旨の概要	<p>2015 年に創作された「高岡市民の歌」の歌詞には、女性のことが全く謳われておらず、市が推進する高岡市男女平等推進条例やプランなどとの整合性が取れていな。</p> <p>多様性を重視する現今の時代にあって、男性の表現しかないこと、一つの祭りに特化していることなど偏った表現が多く受け入れがたいものがあり、男性だけを強調・賛美するような「高岡市民の歌」を唄う影響は、発達途上の子どもたちにとって非常に大きいと考える。</p> <p>広く市民に愛され慕われる歌、市民として幼いときから男女平等意識が自然に身につくような歌詞でない歌は、廃止してほしい。</p>
調査結果の概要	<p>高岡市民の歌「ふるさと高岡」について、廃止の必要があるとは認められない。</p> <p>「ふるさと高岡」の歌詞には、「旅する人」「誰もがきっと帰るところ」「愛する人」といった男女を問わない表現があり、女性のことがまったく謳われていないとはいえない。</p> <p>また、そもそも、歌詞は、歌い手、聞き手の立場などに応じて多様な解釈が可能なものであり、その多様性を互いに認め合うこそ男女平等であり、人間平等であると考えられる。申出人の解釈を否定するものではないが、当委員会としては、「ふるさと高岡」の歌詞に偏った表現が多いとか、男性だけを強調・賛美しているとは認められない。</p> <p>したがって、高岡市民の歌「ふるさと高岡」が、市が実施する男女平等・共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすとは認められない。</p>
調査結果通知日	平成 30 年 10 月 29 日